

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求める。

令和2年12月1日 提出

周南市長 藤 井 律 子

記

- 1 施設の名称
周南市体験交流施設大津島海の郷
- 2 指定管理者となる団体の名称
一般社団法人大津島研究所
所在地 周南市大字大津島2089番地
- 3 指定の期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで